公　告

諸　事　項

特別支給手続開始決定公告

令和８年８月21日　松江地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第18条の規定により特別支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　松江地方検察庁　令和８年第１号

2　特別支給手続開始決定の年月日　令和８年８月21日

3　支給対象犯罪行為の範囲

⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間　令和２年６月29日から令和３年３月８日までの間

⑵　支給対象犯罪行為の内容

宮下直人らは氏名不詳者らと共謀し、「開運の理」と称するサイトを利用する者から運勢鑑定費用等の名目で現金をだまし取ろうと考え、開運の理を閲覧した被害者の携帯電話に、鑑定士を名乗る氏名不詳者が、宝くじの高額当選を確実にさせることができる運勢鑑定が実在し、その鑑定を受けるためにはポイントを購入する必要がある旨嘘の内容のメッセージを順次送信し、被害者にこれを閲読させてその旨誤信させ、宮下らが管理する法人名義の銀行口座に振込入金させて現金をだまし取った行為。

4　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

⑴　犯行で使用されたサイト名　開運の理

⑵　ポイント代金等を入金するために使用した銀行口座（検察官が把握しているもの）

みずほ銀行王子支店　普通　3021586　合同会社アイエムエス

⑶　犯行で使用された鑑定士名　柊　　千歳、衛宮　真琴、御子柴　鼓

⑷　主な犯行態様

ア　「開運の理」なる運勢鑑定サイト上で運勢鑑定士からの鑑定を受ければ、宝くじの高額当選が確実に得られるなどと嘘の内容のメッセージを送信して勧誘する。

イ　運勢鑑定士からの鑑定を受けるためにはメッセージのやり取りが必要で、メッセージを送るには有料のポイントを購入する必要があるなどとして、宮下らが管理する法人名義の銀行口座にポイント代金を振込入金させる。

ウ　会員番号として「30000」又は「10000」で始まる11桁の数字を割り当て、ポイント代金を振り込む際、振込名義人に会員番号を入力させる。

エ　鑑定自体は無料であるが、鑑定士から次々と出される問いかけのメッセージに答えるために有料のポイントを使う必要があり、多額の現金を支払っても、鑑定結果なるものが送信されることはない。

5　残余給付資金の額　金3,875万994円

6　特別支給申請期間　令和８年８月21日から令和８年10月23日までの間

7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

⑴　被告人氏名　①宮下　直人、②喜多村泰希

⑵　裁判所名　①②松江地方裁判所

⑶　裁判年月日　①②令和５年３月29日

⑷　確定年月日　①令和６年２月27日、②令和５年10月16日

⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

（事実の要旨）

被告人両名は、氏名不詳者らと共謀の上、財産上の不正な利益を得る目的で犯した詐欺の犯罪行為により得た財産の帰属を仮装しようと考え、多数人から運勢鑑定費用等の名目で現金をだまし取るに当たり、令和２年９月13日から令和３年３月８日までの間、5,939回にわたり、被害者らに、被告人両名が管理する法人名義の銀行口座に現金合計１億2,164万1,000円を振込入金させて同口座に預け入れ、犯罪収益等の取得につき事実を仮装した。

（罪　　名）　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反

8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）

〒690―0886　島根県松江市母衣町50番地

松江地方検察庁　被害回復給付金担当

電話番号　0852―32―6700（代表）

製　造　た　ば　こ　小　売　定　価　公　告

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を令和８年７月14日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

令和８年８月21日　財務大臣　片山さつき

製造たばこの品目					製造国（地）	小売定価
製造たばこの区分	名称			製品の区分		
かぎたばこ	ルーシー	・ミント	・ツードット	5.0ｇ　プラスチックケース	インドネシア	450円
		・アップルアイス				
		・マンゴー				
葉巻たばこ	ジェットスター・ギガメンソール		・フローズンブルー	83㎜　20本		500円
			・クールグリーン			